

情報・システム研究機構国立遺伝学研究所 PI 等人件費相当財源に関する
取扱いについて

令和4年3月24日
所 長 裁 定
最近改正 令和8年2月4日

この取扱いは、「競争的研究費の直接経費による研究代表者の人件費の支出に関する実施要領」（令和3年12月9日機構長裁定）（以下「実施要領」という。）及び「情報・システム研究機構国立遺伝学研究所競争的研究費の直接経費からPI等の人件費の支出における活用方針」（令和4年3月24日所長裁定）（以下「活用方針」という。）を踏まえ、国立遺伝学研究所におけるPI等人件費相当財源の取扱いについて、必要な事項を定める。

1. PI 等人件費相当財源の使途・活用

- (1) PI 等人件費相当財源の使途は、活用方針2の範囲内で活用する。
- (2) PI 等人件費相当財源の支出額は、特段の定めがない場合には、当該研究活動に係るエフォートの範囲内とするものとする。配分割合は、PI等と所との間で原則として50：50とし、これによらない場合には、PI等と所長が協議の上、決定するものとする。

2. PI 等のエフォート管理

所長は、PI等が当該研究活動に専念できるよう、PI等の担当業務の軽減又は業務の効率化を行うなど、エフォートを確保するための必要な措置を適切に講じるよう努めるものとする。

3. 事務手続き

- (1) PI 等人件費相当財源を活用することを希望するPI等は、実施要領8. ①に基づき、使用計画書を作成し総務企画課研究推進係に提出し、所長の承認を得るものとする。
- (2) 前項の事業について、エフォート率の変更等によりPI等人件費相当財源に変更が生じた場合には、変更後の使用計画書を提出し、改めて所長の承認を得るものとする。

4. その他

その他必要事項については、所長が別に定める。

附 則

この取扱いは、令和4年3月24日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和8年2月4日から施行する。